

○一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（新旧）

新	旧
<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 7 1 号 平成13年 8月29日</p> <p>一部改正 平成14年 7月 1日</p> <p>一部改正 平成16年 6月30日</p> <p>一部改正 平成17年 4月28日</p> <p>一部改正 平成18年 9月15日</p> <p>一部改正 平成19年 7月25日</p> <p>一部改正 平成20年 6月27日</p> <p>一部改正 平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成22年 8月18日</p> <p>一部改正 平成26年 1月24日</p> <p>一部改正 平成28年12月20日</p> <p>一部改正 令和 5年12月28日</p> <p><u>一部改正 令和 6年 3月15日</u></p>	<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 7 1 号 平成13年 8月29日</p> <p>一部改正 平成14年 7月 1日</p> <p>一部改正 平成16年 6月30日</p> <p>一部改正 平成17年 4月28日</p> <p>一部改正 平成18年 9月15日</p> <p>一部改正 平成19年 7月25日</p> <p>一部改正 平成20年 6月27日</p> <p>一部改正 平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成22年 8月18日</p> <p>一部改正 平成26年 1月24日</p> <p>一部改正 平成28年12月20日</p> <p>一部改正 令和 5年12月28日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p> <p>1. ～2. (略)</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p> <p>1. ～2. (略)</p>

【別紙】

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1) (略)

(2) 事業の適切性

①～② (略)

③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

(3) ～ (13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1 (2) ～ (8)、(10)の定めるところに準じて審査すること。なお、1 (9) ①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1 (9) ①の定めるところに準じて審査すること。

(2) (略)

3. ～9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものと

【別紙】

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1) (略)

(2) 事業の適切性

①～② (略)

③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

(3) ～ (13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1 (2) ～ (10)の定めるところに準じて審査すること。

(2) (略)

3. ～9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものと

する。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

する。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

る。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第272号）

本処理方針は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和6年3月15日 国自旅第396号）

本処理方針は、令和6年3月15日以降に処分を行うものから適用するものとする。

る。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第272号）

本処理方針は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。